

# 川口商工会議所 かわぐちDX支援奨励金申請要領

## 【かわぐちDX支援奨励金の概要】

DX・デジタル化に繋がる取り組みを行った会員事業者に対し、国や市の補助金に上乗せするなど、川口商工会議所が奨励金を交付する制度です。

## 【対象となる事業者】

以下のいずれにも該当する事業者が対象となります。

(要件を満たす場合も、対象外となる場合があります。)

### (1)1年以上継続加入している川口商工会議所の会員

※鳩ヶ谷商工会から川口商工会議所に移行して会員となった事業者は、商工会加入期間を併せることができます。(鳩ヶ谷特例)

### (2)「中小企業基本法」2条第1項に規定する中小企業者又は以下の要件を満たす中堅企業であること。

(中堅企業の要件)

ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満の法人であること

イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、従業員数(常勤)が2,000人以下であること。

※ 同一事業者による申請は、1年度1回とします。

## 【対象外となる事業者】

次の①から③のいずれかに該当する場合は、支給対象外となります。

- ①川口市暴力団排除条例(平成24年条例第52号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等その他反社会的な団体に関連すると認められる者
- ②納期の到来した川口商工会議所会費について滞納している者
- ③制度の目的に鑑み、支援金を支給することが不適切であると川口商工会議所が判断する者

## 【宣誓・同意事項】

申請者は、下記の全ての事項に宣誓又は同意しなければ、支援金を申請できません。(申請書の提出をもって宣誓・同意したものとみなします)

- ① 本商工会議所会費に未納がない。
- ② 審査や事業の効果測定にあたり必要な調査に協力する。
- ③ 川口市暴力団排除条例(平成24年条例第52号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等その他反社会的な団体に関連していない。

## 【奨励対象となる事業】

次の2つの型の事業が対象となります。

## 1. 上乘せ型

次の(1)から(3)のいずれかの導入に関し、奨励金の申請年度に国の補助金(ものづくり・商業・サービス補助金、IT 導入補助金、小規模事業者持続化補助金、事業再構築補助金)や市のDX推進補助金等の交付確定を受けた事業

- (1)AI、ロボット等を活用した製造工程・作業工程の自動化等に向けたシステム、設備の導入
- (2)経理、会計などのバックオフィス業務等の効率化、デジタル化を図るシステム、設備の導入
- (3)電子商取引、キャッシュレス決済などの非接触型の商取引の推進を図るシステム、設備の導入

## 2. 独自支援型

「かわビズ 元気アシストプログラム」による支援を受けて計画し、奨励金の申請年度に使用を開始した業務システム、受発注システム、生産管理、製造工程改善、業務改善など、経営基幹システム、設備の導入に関し、本商工会議所が特に必要と判断する事業

## 【奨励対象経費】

## 1. 上乘せ型の対象経費

奨励対象事業に要した経費のうち、国や市等の補助金において補助対象となった経費。

## 2. 独自支援型の対象経費

奨励対象事業に係る機械装置・システム構築費、技術導入費、運搬費、外注費、ソフトウェア購入費、クラウド利用費(申請年度内の支払分)、リース費用(申請年度内の支払分)とする。

但し、汎用性があり、目的外使用になり得るもの(例えば、事務用のパソコン、プリンタ、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機等)については対象外とする。

## 3. 奨励対象経費は消費税及び地方消費税相当分を除外したものとする。

## 【奨励金交付の対象となる額】

次に掲げる計算式により得た額とし、100万円を限度とする。

但し、国等の補助金の交付を受けた場合、国等の各補助金の交付額と100万円の少ない額を上限とする。

また、鳩ヶ谷特例による申請の場合は50万円を限度とする。

なお、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

## 1. 上乘せ型のうち国や市等、他の補助金交付を受けた事業

$$(A - B) \times 1/4 (\text{支給率}) = \text{奨励金の額}$$

A = 奨励対象経費

B = 市以外の補助金交付確定額の合計額

## 2. 独自支援型の事業

$$A \times 1/2 \text{※} (\text{支給率}) = \text{奨励金の額}$$

A = 奨励対象経費

※川口商工会議所の「DXマッチングサポート事業」を活用し、同事業に登録されている会員IT事業者により奨励対象事業を行う場合には支給率を1/2から2/3へ引き上げる。

## 【申請の流れ】

この奨励金は(1)と(2)のいずれかの類型により、以下の手順に従い申請を行ってください。

### (1) 上乘せ型のうち国や市等、他の補助金交付を受けた事業

① 国等の補助金の交付確定通知を受ける

↓

② 市の補助金の交付確定通知を受ける(市の補助金を活用しない場合は不要)

↓

③ 川口商工会議所にかわぐちDX支援奨励金を申請する。

必要な申請書類については提出書類の項目をご覧ください。

↓

④ 審査

申請内容を審査します。

↓

⑤ 奨励金の支給

審査の後、交付(不交付)決定通知書を発送し、交付決定の場合には申請書兼請求書に記載の指定口座に振込します。

### (2) 独自支援型の事業

① 川口商工会議所の「かわビズ 元気アシストプログラム」により専門家の支援を受ける。  
(経営課題、実施計画の相談など)

↓

② 事業実施計画書を作成し、川口商工会議所へ提出する。

必要な申請書類については提出書類の項目をご覧ください。

↓

③ 審査(毎月1回程度予定)

計画内容を審査し、事業実施採択(不採択)通知書を発送します。

↓

④ 事業に着手する

↓

⑤ 事業完了後、川口商工会議所に事業完了報告書兼請求書を提出・申請する。

必要な申請書類については提出書類の項目をご覧ください。

↓

⑥ 審査

申請内容を審査します。

↓

⑦ 奨励金の支給

審査の後、交付(不交付)決定通知書を発送し、交付決定の場合には事業完了報告書兼請求書に記載の指定口座に振込します。

**【申請期間】**

令和6年4月1日(月曜日)から令和7年3月21日(金曜日) (※最終日の消印有効)

※ 独自支援型は令和6年7月末申請締切

※ 申請期間内であっても予算の上限に達し次第、受付を終了いたします。

**【お問合せ】**

川口商工会議所総合政策課

電話:048-228-2220 FAX:048-228-2221

〒332-8522 川口市本町4-1-8川口センタービル8階

**【提出書類】**

申請書は下記 URL からダウンロードしてください。窓口でも配布しております。

<https://www.kawaguchicci.or.jp/>

## 1. 上乗せ型事業の申請

No.	提出書類	備考
1	かわぐちDX支援奨励金 交付申請書兼請求書	様式第1号(第6条関係)
2	国や市等から補助を受け た交付確定通知書の写し	令和6年4月1日以降に発行されたもの
3	登記簿謄本	【法人の場合】履歴事項等全部証明書 発行後3か月以内の原本 【個人事業主の場合】 確定申告書
4	決算報告書	直近2期分の損益計算書、貸借対照表、製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細
5	導入したシステムや設備 の内容がわかる書類	導入したシステムや設備のカタログ等
6	振込先口座の通帳の写し	【法人の場合】 会社名義又は代表者名義のもの 【個人事業主の場合】 申請者名義のもの

## 2. 独自支援型事業の申請

## ①事業実施計画時

No.	提出書類	備考
1	かわぐちDX支援奨励事業実施計画書	様式第3号(第6条関係)
2	登記簿謄本	【法人の場合】履歴事項等全部証明書 発行後3か月以内の原本 【個人事業主の場合】 確定申告書
3	決算報告書	直近2期分の損益計算書、貸借対照表、製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細
4	導入するシステムや設備の内容がわかる書類及び見積書	導入したシステムや設備のカタログ等と見積書

## ②事業実施完了時

No.	提出書類	備考
1	かわぐちDX支援奨励事業完了報告書兼請求書	様式第5号(第6条関係)
2	導入したシステムや設備の領収書の写し	申請者名義のもの
3	振込先口座の通帳の写し	【法人の場合】 会社名義又は代表者名義のもの 【個人事業主の場合】 申請者名義のもの